

## (仮称) 南部図書館整備検討に関する有識者会議要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、人口増加が著しい地域における生涯学習の拠点として、時代のニーズに即した新たな図書館の整備検討を進めるために開催する(仮称)南部図書館整備検討に関する有識者会議(以下「有識者会議」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

### (協議事項)

第2条 有識者会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) (仮称)南部図書館の整備に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要があると認める事項に関すること。

### (構成)

第3条 有識者会議は、関係機関、団体の役職員及び学識経験者のうちから、教育長が依頼する委員7人程度をもって構成する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

### (運営)

第5条 教育長は、必要に応じて有識者会議を招集する。

- 2 有識者会議に、座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、有識者会議の議長となり、その運営に当たる。
- 4 座長が有識者会議に出席できないときは、座長があらかじめ指名する者がその代理を務めるものとする。
- 5 教育長は、必要に応じて委員以外の者を有識者会議に出席させ、意見、説明その他必要な協力を求めることができる。

### (庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、教育委員会中央図書館において行う。

### (補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 付 則

この要項は、令和7年4月17日から施行する。